

「ビューターン」利用約款

第1章 総則

第1条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

第1項. ビューターン

ビューターン（以下「当サイト」という）が運営する求人媒体 URL：
<http://beauturn.net/>

第2項. 申込者

ビューターン利用約款に同意の上、本約款第4条に定める本サービスの利用を行う企業、個人、団体

第3項. 求職者

職を探し求めている個人で、未だビューターンを通じて申込者に対して応募をなしていない者

第4項. 応募者

ビューターンを通じて申込者に対して応募をなした求職者

第5項. 成果報酬

本利用約款に定める所定の条件を満たした場合に申込者が当サイトに対して支払うべき所定の費用

第2章 利用契約の成立

第2条（成立要件）

利用契約（以下「本契約」という）は、次の各号に掲げる事由をすべて満たした場合に成立するものとする。

第1項. 申込内容が当サイトに到達すること

第2項. 当サイトが前号の申込みに対し承諾を発信すること

第3条（利用申込の拒絶）

当サイトは、申込者が以下の事由に該当する場合は、利用申込を拒絶できるものとする。

第1項. 申込内容に虚偽の記載があったとき

第2項. 当サイトの信用を害するおそれがあるとき

第3項. 当サイトとの間で過去に何らかのトラブルを生じさせたことが判明したとき

第4項. 違約金の担保を供するよう求めたにもかかわらず、申込者がこれに応じないとき

第5項. その他、当サイトがふさわしくないと判断したとき

第3章 本サービスの内容

第4条（本サービス基本内容）

第1項. 当サイトは申込者の求職者採用を目的としてビューターンにおける求人情報の掲載を行う。

第2項. 当サイトは申込者の採用に関し一切の保証を行わず、また採用の際に申込者に損害が発生したとしてもこれについて一切の責任を負わないものとする。

第4章 料金

第5条（支払義務等）

第1項. 申込者は、申込書に定められた条件にて、当サイトの請求するシステム利用料、成果報酬及びその他の本契約に関する料金等の支払義務を負う。

第2項. 前項に関し、申込者は当サイトが指定する期日までに当サイト指定の銀行口座へ振り込み入金しなければならない。

第3項. 成果報酬又は違約金の支払い義務を怠り、サービスの利用が停止されている場合には、当サイトが指定した期日までに当サイト指定の銀行口座への振込み入金が確認できたときはサービスを再開するものとする。

第6条（成果報酬）

第1項. 申込者と求職者との間で、下記の行為のいずれか（以下「雇用行為等」という）が行われ、選考結果報告にて申告された日、または以下のいずれか早い日に、当サイトの申込者に対する成果報酬が発生するものとする。

第1号. 申込者と求職者との間で、雇用が発生した場合（正社員、アルバイト、パートとしての雇用形態も含む）ないし応募者が入社を開始した場合

第2号. 申込者が求職者に対し、研修、技術指導、試用期間（有給・無給問わず）を開始した場合

a.面接後にサロン見学、出勤日程を決定するためにサロンに出社した日、体験入社等も研修に該当するものとする。

b.求職者の意思を問わず、申込者を通して、求職者が、スクールや講習等に入校、受講等をした場合も研修に該当するものとする。

c.面接に関して、技術チェックの枠を超えた指導をした場合も研修に該当するものとする。

d.その他、a～cに準じらないし類する行為についても、研修、技術指導、試用期間（有給・無給問わず）を開始したとみなすことができるものとする。

第2項. 成果報酬の金額は、[当ページ](#)の区分に従って定めるものとする。

第3項. ビューターンに掲載している情報を元に雇用が発生（正社員、アルバイト、パートとしての雇用形態も含む）した場合、いかなる場合も成果報酬の義務が発生するものとする。

第4項. ビューターンを通じて申込者に応募した履歴を持つ者について、応募日より2年以内に雇用行為等があった場合、申込者は、当サイトに対し、その旨を速やかに報告したうえ成果報酬の支払をする義務を負う。ただし、応募日前2年以内に申込者がその応募者の情報を取得していること、および雇用行為等がビューターンを一切経由せずになされたことが、真正な証拠により認められたときは、成果報酬の支払義務を負わないものとする。

第5項. 店舗所在地が異なる場合でも同企業の場合、成果報酬の対象とする

第7条（支払方法）

第1項．成果報酬及びその他の本契約に関する料金については、成果報酬義務が発生した翌月25日までに通知するものとする。

第2項．前項を含む本契約に関する料金の支払方法は、銀行振込によるものとする。

第3項．銀行振込にかかる費用等、料金の支払に際して生じる費用については、申込者の負担とする。

第4項．30日以上遅延した場合には、以後年20%の割合による遅延損害金を当サイトに支払うものとする。

第5項．申込者が、本サービスの提供にあたり支払うべき料金（システム利用料、成果報酬のほか、当サイトが別途定めた料金も含む。）につき、所定の支払日から7日以上支払いを遅延した場合には、債権回収業者に回収を委任する可能性がある。

第8条（返金等）

第1項．以下の各号に定める要件を満たす場合にのみ、当サイトは成果報酬の半額を返金するものとする。

第1号．アルバイト採用した求職者が初勤務日から15日以内に退職した場合

第2号．退職の理由が応募者の自己都合（応募者の死亡、病気の場合は除く）であること

第3号．正社員内定後、初勤務日までに求職者から内定辞退があり、正社員としての勤務をしなかった場合

第4号．申込者から当サイトに対し求職者の退職に関する当サイト指定の書式による通知がなされていること

第2項．前項に関し、領収済みの成果報酬については、翌月末日までに支払い、振込手数料は当サイトの負担とする。

第3項．前項までに定める場合を除いて、当サイトはいかなる理由があっても、一切の返金に応じない。

第4項．応募より14日までに採用可否や進捗状況の報告が無い場合、または虚偽報告があった場合は返金を行わないものとする。

第9条（税率の変更）

第1項. 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、課税対象となる本契約に関する料金については、改正適用日以降、変動後の税率により計算する。

第5章 本サービス利用上の義務

第10条（報告義務）

第1項. 申込者は応募者の選考結果に関して、採用申告ページから決定し次第速やかに報告するものとする。なお、報告は遅くとも採用可否決定後7日以内に行うこととし、結果が確定していない場合はその旨報告するものとする。

第2項. 応募者からの応募後14日を経ても申込者から当サイトに対して進捗状況の報告が無い場合、その応募者に関しては自動的に「採用」と見なされ、申込者は第6条に定める成果報酬を当サイトに対し支払うものとする

第11条（掲載内容）

第1項. 掲載内容につき、申込者は正しい情報を載せることとし、求職者ないし応募者に誤解を与え、求職者ないし応募者との間でトラブルが生じないように努めなければならない。

第2項. 掲載内容に関し、当サイトはその程度に応じ、申込者の同意の有無にかかわらず、記載内容の修正、申込者への注意・指導、サービス利用停止、店舗への調査・事実確認、違約金の請求などの措置を取ることができるものとする。

第12条（遵守事項）

申込者は、次の事項を遵守するものとする。

第1項. 本サービスを求人以外の目的で使用しないこと

第2項. 本サービスを用いて第三者の利益を害しないこと

第3項. 本サイト上で提供される情報を不正の目的を持って利用しないこと

第13条（通知義務）

申込者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき又はそのおそれがあるときは、当サイトにすみやかに通知をしなければならない。

第1項. 住所、代表者、商号の変更

第2項. 事業の譲渡・譲受、合併又は会社分割

第3項. 次条、第22条第1項各号に該当する事実

第14条（期限の利益喪失）

第1項. 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、当サイトは催告を要せず当サイトの判断で期限の利益を喪失させ、申込者に対して残債権を請求することができるものとする。

第1号. 申込者が本約款・本契約の定める義務に違背し当サイトが催告後も違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき

第2号. システム利用料、成果報酬及びその他の本契約に関する料金等の入金に遅延が生じ、支払期日から30日経過しても支払いがなかったとき

第3号. 監督官庁による営業許可の取消又は営業停止等の処分があったとき

第4号. 銀行取引停止処分又はこれに類する事態があったとき

第5号. 申込者について仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申し立てがあったとき

第6号. 申込者について営業の廃止もしくは譲渡又は会社の解散があったとき

第7号. 本契約申込時及び登録事項変更時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき

第8号. 申込書に記載の連絡方法による連絡が不能になり、一定期間以上その状態が継続されたとき

第9号. 申込者が第15条に違反したとき

第10号. 申込者が第19条第1項第1号に違反したとき

第11号. 前各号において定める場合のほか、当サイトが業務を行う上で重大な支障がある場合又はそのおそれがある場合もしくは不相当と当サイトが判断したとき

第15条（禁止事項）

第1項. 申込者は当サイトの許可なく、応募者を他の法人や個人、店舗、スクール、その他団体などに紹介、推薦又はこれに類する行為をしてはならない

第2項. 申込者は、不正行為（隠ぺい行為、虚偽報告、報告懈怠、情報の改ざん、口止め行為その他これらに準じる行為）をしてはならない

第3項. 第1項に定める行為及び第2項に違反する行為があった場合、申込者は当サイトに対し1案件につき30万円の違約金及びこれに対する不正行為の時点から年20%の割合による遅延損害金を支払うものとする

第4項. 申込者がメディア、ブログ、その他の広報活動等を通じて当サイトに不利益を与えた場合、申込者に対し損害賠償を請求する場合がある

第16条（免責事項）

以下の各号に掲げる場合に申込者に損害が生じたとしても、当サイトは一切の責任を負わないものとする。

第1項. 申込者と求職者間又は申込者と応募者間におけるトラブルの場合

第2項. 申込者が提供した情報から生じたトラブルの場合

第3項. 第22条第1項各号、第24条に定める場合

第4項. 外部のコンピューターシステム、サーバー、検索エンジン等の不具合や故障等、当サイトの責に帰すことができない事由により本サービスを適切に利用できない場合

第5項. 火災、停電、天変地異、戦争、内乱、暴動、労働争議、その他非常事態により本サービスの運営が不能となった場合

第6項. 申込者が第三者から不正アクセス、コンピューターウイルスの感染等を受けたために本サービスを提供できない場合

第7項. 本サービスの提供を利用して、申込者が第三者の著作権その他知的財産権を侵害した場合

第17条（強制解約及び利用停止）

第1項. 当サイトは、以下の各号に掲げるいずれかの事由が申込者にある場合には、無催告で本契約の解約又は事前の通知なしに本サービスの利用を停止し、必要に応じて登録データを削除することができるものとする。

- 第1号. 申込者が本約款の定める義務に違背し当サイトが催告後も違反の状態が解消されることなく相当期間が経過したとき
- 第2号. システム利用料、成果報酬及びその他の本契約に関する料金に入金の遅延が生じ、支払期日から30日経過しても支払いがなかったとき
- 第3号. 監督官庁による営業許可の取消又は営業停止等の処分があったとき
- 第4号. 銀行取引停止処分又はこれに類する事態があったとき
- 第5号. 申込者について仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申し立てがあったとき
- 第6号. 申込者について営業の廃止もしくは譲渡又は会社の解散があったとき
- 第7号. 本契約申込時及び登録事項変更時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- 第8号. 申込書に記載の連絡方法による連絡が不能になり、一定期間以上その状態が継続されたとき
- 第9号. 申込者が第16条に違反したとき
- 第10号. 申込者が第19条第1項第1号に違反したとき
- 第11号. 前各号において定める場合のほか、当サイトが業務を行う上で重大な支障がある場合又はそのおそれがある場合もしくは不相当と当サイトが判断したとき

第17条の2（利用休止）

第1項. 当サイトは、申込者から本サービスの利用を停止する申出がなされた場合は、その申込者に対する本サービスの提供を停止する。この場合、本サービスの提供は、その申出が当サイトに到達した日から31日以後60日以内における契約更新日から停止するものとする。

第2項. 申込者は、前項に基づく利用停止（以下、「利用休止」という）がなされた場合であっても、契約期間中に限り、利用再開の申出をすることができる。当サイトは、利用再開の申出がなされたときは、申出をした申込者に対し、本サービスの提供を行うものとする。

第6章 機密保持及び個人情報保護

第18条（機密保持）

第1項. 申込者は事前の承諾なく、相手方より秘密である旨指定の上提供された技術上又は営業上の情報（以下「機密情報」という）を、指定された目的以外のために使用せず、かつ、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

第2項. 前項にかかわらず、契約時に既に公開となっている情報及び相手方の許可を得た情報、独自に開発又は取得した情報についてはこの限りではない。

第19条（個人情報の保護）

第1項. 申込者は、相手方の事前の承諾なく、本サービスに付随して相手方、求職者、応募者それぞれから開示された情報で、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他個人を特定しうる一切の情報（以下「個人情報」という）を、指定された目的以外のために使用せず、かつ、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

第2項. 前項にかかわらず、契約時に既に公開となっている情報及び相手方の許可を得た情報、独自に開発又は取得した情報についてはこの限りではない。

第3項. 申込者は、求職者から要求があった場合又は契約が終了した場合、直ちにその全ての個人情報を求職者に返却し、破棄ないし削除するものとする。

第4項. 申込者は、自己が「個人情報の保護に関する法律」上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務その他関連法令・諸規則等を遵守するものとする。

第5項. 申込者は、個人の情報に関して、当該情報に係る当サイトから情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行い、これに基づき訂正ないし削除の請求があった時は、当該請求が客観的事実に合致する時は、速やかに対応するものとする。

第7章 知的財産権

第20条（知的財産権）

第1項. ビューターンに関する著作権その他の知的財産権はすべて当サイトに帰属する。

第2項. 前項の定めに関わらず、ビューターンの登録画像の著作権は、当該申込者に帰属する。但し、申込者は、当サイトに対し、当該登録画像の加工・公開その他本契約及び本約款の目的を遂行するための使用を予め無償で許諾するものとする。また、申込者は、申込者が当サイトに提供する画像データ等について、第三者の権利を侵害していないことを保証する。

第8章 使用・利用許諾等

第21条（改変行為）

第1項. 当サイトは、ビューターンについて、コンピューターシステムの改善、付属サービスの追加・改廃、その他の事由により当サイトの裁量により自由にその仕様を変更し、バージョンアップすることができるものとし、申込者はこれに対して予め許諾するものとする。

第2項. 申込者は、ビューターンに関連するファイル、データ、資料その他ビューターンにかかる一切のファイル、データ、資料を当サイトに無断で改造、改変、又は複製してはならない。

第22条（利用促進のための利用許諾）

第1項. 申込者は、当サイト及び当サイトの関連会社（資本関係を問わず、業務提携先等も含む）が、求職者の利用促進及び情報提供の多元化等を目的として、次の各号に掲げる媒体（以下、総称して「メディア等」という）において、当サイトが申込者の求人情報を利用することを、当サイトに対して予め許諾するものとする。

第1号. 申込者関連ガイドブック

第2号. 求職者関連パンフレット

第3号. インターネット、携帯電話による情報提供サービス

第4号. 多チャンネルデジタル放送サービス

第5号. カーナビゲーションシステムによる情報提供サービス

第6号. SNS等のソーシャルメディアサービス

第7号. その他前各号に類する媒体

第2項. 前項の求人情報の利用許諾は当サイトが、全ての求人情報をメディア等に記載することを意味しない。

第3項. 当サイトは、第1項に規定する求人情報の利用許諾に基づき、申込者の求人情報をメディア等の記載に利用する時は、事前に当該申込者にその内容を通知するものとする。

第23条（代行）

当サイトは次に定める業務の全部又は一部を、それぞれ、当サイトの関連会社に委託することができる。

第1項. 本サービスを利用する申込者の募集業務

第2項. 本サービスの利用料金の請求及び回収業務

第3項. 申込者との窓口対応業務

第4項. その他前各号に附帯関連する業務

第9章 一般条項

第24条（苦情の処理）

当サイトは、申込者及び第三者から、当サービスに関して苦情の申出があった場合は、職業安定機関および他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理する。

第25条（個別合意）

本約款と異なる合意を行い、申込書の備考欄に本約款の規定と異なる記載を行った場合には、当該記載が本約款の規定より優先するものとする。

第26条（裁判管轄）

本利用・本契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除する。

第27条（約款の変更）

第1項. 当サイトは、申込者の了承を得ることなく本約款を変更することがあり、申込者はこれを承諾する。約款変更後の本サービスに係る利用料金その他の条件は、変更後の約款によるものとする。

第2項. 約款の変更は当サイトを通じて随時発表する。

第28条（権利義務譲渡の禁止）

第1項. 申込者は、本約款・本契約上の地位及び当該地位に基づく一切の権利義務

を、当サイトの事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、又は担保に提供してはならない。

第2項. 当サイトは、実質的に当サイトの事業の全部又は一部を関連会社その他に承継させることに伴い、本契約を承継させることができる。

第29条（条項の独立性）

本約款の一部の条項が法令への不適合その他の理由によりその全部又はその一部が無効又は執行不能とされた場合であっても、本約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の他の部分の効力には何らの影響を及ぼさない。

第30条（準拠法）

本約款・本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

第31条（協議事項）

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が生じた場合、当サイトと申込者は、誠意をもって協議し解決する。

平成29年7月6日